

豊実消防団運営規則

第1条(目的)

この規則は、鳥取市消防団豊実分団の消防団員（以下「消防団員」という。）並びに、豊実地区に居住する各部落の自警団員（以下「自警団員」という。）に対し適用し、地域での火災及び、その他、あらゆる災害に対し地区住民の身体、生命、財産を守るため、迅速かつ効率的に対処できる組織体制を確保することを目的とする。

第2条(名称、組織構成)

本組織は、『豊実消防団』と称し消防団員並びに自警団員を以って組織する。組織構成は次のとおりとする。

1. 団長 1人
2. 副団長 1人
3. 部長 2人
4. 班長 6人
5. 団員 消防団員 27人、自警団員（現存数）

第3条(消防役員)

団長、副団長、部長及び班長は豊実消防団の消防役員とし、団長は鳥取市消防団豊実分団の分団長を、副団長は同分団の副分団長を、部長及び班長は同分団のそれぞれ部長、班長を兼任する。

第4条(消防役員の責務)

消防役員は次に掲げる責務を遂行しなければならない。

1. 団長は団員（消防団員、自警団員（以下「団員」という。））を統率し、団務を掌理する。
2. 副団長は団長を助け、団長不在の場合はその責務を代行する。
3. 部長は上司の命を受け、班長以下を指揮して任務に従事する。
4. 班長は上司の命を受け、各部落（以下「班」という。）の団員を指揮して任務に従事する。

第5条(消防局長、消防署長の所轄)

団長以下団員は、火災現場等において消防局長又は、消防署長の現存する場合は、その指揮のもとに行動しなければならない。

第6条(団員の義務)

団長以下団員は、たとえ消防活動のためであっても、消防局長又は消防署長の指揮を受けないうで、みだりに建築物その他の物件を破壊してはならない。又その任務を超える行動をとってはならない。

第7条(団員の任務及び活動)

消防団員並びに自警団員の任務及び活動は次による。

1. 消防団員は、鳥取市消防団豊実分団に所属するため、鳥取市消防団規則に従い団長（分団長）指揮のもとに任務を遂行しなければならない。
2. 自警団員は、緊急時において、前記消防団員と同様に団長指揮下でその活動を行うが、通常は居住する当該各部落の長（区長）のもとに活動する。（ただし、当該各部落の

長（区長）から団長へ指揮権の委任がある場合を除く。）

3. 自警団員は、各班内での活動を原則とし、班外での活動は特別な要請がある場合を除き行わないものとする。

第 8 条(団員の緊急出動)

団員は団長の召集以外であっても、緊急車両等の出動を確認した場合は、その出動先を確かめ、必要あると思われるときは、直ちに緊急出動をしなければならない。ただし、自警団員は同規則第 7 条、第 1 項 3 に従うものとする。

第 9 条(団員の安全確保)

団員はその活動において、常に身の安全を第一に行動し、安全確保に努めなければならない。

第 10 条(団長への報告)

各班の班長は、出動及びその活動後には人員並びに機械器具の異常の有無を確認し、団長に報告しなければならない。

第 11 条(機械器具の保安全管理)

団員は、消防用機械器具保安全管理のため、常に器具愛護の意識をもち、機器に精通し、その点検整備を行わなければならない。

第 12 条(消防団行事)

豊実消防団は年間に次の行事を行う。

1. 消防出初め式
2. 春季火災予防運動
3. 鳥取市消防団ポンプ操法大会への参加出場（各班持ち回り）
4. 鳥取市消防団の水防訓練、又は夜間演習参加（消防団員のみ）
5. 鳥取市、又は鳥取県総合防災訓練参加（消防役員のみ）
6. 秋季火災予防運動
7. 年末特別警戒
8. その他必要と思われる消防防災訓練及びその指導

第 13 条(規則細目の準用)

本運営規則は運営規則細目を別に定めこれを準用する。

付則

1. 豊実消防団運営規則は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
2. 豊実消防団運営規則は同役員会にて協議後改正される場合がある。
3. 平成 13 年 5 月同規則第 4 条第 1 項 4、第 7 条第 1 項 2、3 改正、及び第 12 条第 1 項改正 4 追加施行。
4. 平成 13 年 5 月同規則細目第 12 条 1 項改正 1～6 追加施行。
5. 平成 16 年 4 月同規則細目第 10 条 1 項 4 改正施行。
6. 平成 19 年 6 月同規則第 4 条第 1 項 2 一部削除、同規則細目第 6 条第 1 項、第 10 条第 1 項 2 改正施行。